

原子力規制委員会の保安検査に係る指摘事項について

2016年12月19日

日本原燃株式会社

1. 経緯

昨年度の保安検査にて濃縮事業部の保安活動が適切に実施されていないとの指摘に対し、品質保証室（現安全・品質本部）はその補完活動を実施していたが、本来実施すべき補完活動が実施できていないとの指摘を受け、根本原因分析チームにより品質保証室に対する根本原因分析が実施され、改善提言がなされた。

2. 平成28年度第3回保安検査における安全・品質本部への指摘事項

①事実と異なる評価結果

安全・品質本部は、対応が終了していない提言があるにもかかわらず、対応が終了し、組織改正等によって改善されたとする事実と異なる評価書を取りまとめた。

②不適切な意思決定プロセス

当該評価結果は、一部の幹部の打ち合わせによって策定されたものであり、意思決定の過程の記録等がない業務のプロセスに沿っていない等、不適切な意思決定プロセスによって策定されたものであった。

③不適切な評価書による是正処置の完了、マネジメントレビューへのインプット

当該の評価結果をもって、安全・品質本部の機能不全に係る不適合管理の是正処置を完了させた。また、その旨を平成28年度第2回マネジメントレビューにインプットした。

3. 安全・品質本部が行なった活動に対する問題点

- ①9月6日全社対応委員会での助言に対して、本来実施すべき個別計画の見直しを行わず、自らの業務の計画に無かった評価書を新たに作成、それを安全・品質本部として承認した。また、評価書としてまとめたことを全社対応委員会に報告しなかった。⇒自らが掲げた業務プロセスに沿っていない。
- ②評価書において、提言で挙げられた改善が必要な項目のうち、その時点ですでに実施した活動等により改善されたと評価できる項目のみを記載し、品質保証室が改善すべき点については組織改正等によって改善されたと評価した（事実と異なる内容を安全・品質本部として書類に取りまとめた）。⇒本来実施すべき業務の遂行を怠った重大な問題。
- ③上記評価書の取りまとめの検討が、安全・品質本部長を含め限られた者で行われ、全社対応委員会等の場に諮るなどの行為がなされていない。これは、濃縮事業部が平成27年度第4回保安検査で指摘を受けた状態（保安活動に関する方針決定において、現場の意見を取り入れることなく、一部の幹部が集まって検討している）と同じであり、未だ改善がなされていない状況である。⇒業務プロセスとして適切でなく、自らが掲げた業務プロセスに沿っていない。
- ④品質保証室として改善すべき点すべてに対して改善が完了していない状態で不適合の是正処置を完了させた。⇒不適合の是正措置が適切に実施されていない。
- ⑤是正処置が完了したことをマネジメントレビューのインプットとした。⇒不適合の是正措置が適切に実施されていない状況であることが正しくインプットとして示されていない。
- ⑥品質保証室に対する提言は組織改正等によって改善されたものと評価するという評価書を取りまとめた際のやり取りが記録として残されておらず経緯が不明確。これは、濃縮事業部が平成27年度第4回保安検査で指摘を受けた状態（意思決定した事項がその過程も含めて書類として残していないため、意思決定の事実が記録として確認できず、さらには意思決定の目的や目標が不明確である）と同じであり、未だ改善がなされていない状況である。⇒安全・品質本部として、業務の重要な意思決定をしているにも関わらずその経緯、根拠等が残されていないのは、業務プロセスとして不適切。
- ⑦提言に対し個別計画案を作成することに時間を要したこと（提言受領6月、個別計画案の全社対応委員会説明9月）は、濃縮事業部の保安活動適正化の前提となる全社組織の適正化を速やかに実施するとの意識（問題解決に何が必要な事項であるかの認識）が欠如。

[下線部：保安規定に係る問題]

4. 問題点の背景・要因

- ①安全・品質本部長は、
 - ・就任以降、新組織に対する強い問題意識を持ち、新組織が早く機能発揮できるよう、安全・品質本部員の自らの力量向上、全社横断的な仕組みの改善を強く促し続けていた。
 - ・一方、旧品質保証室の根本原因分析に基づく改善については、常々計画は必ず守れとの指示は出していたものの、その具体的な取り組み（個別計画）は、部下に任せ進捗状況等を自ら管理する姿勢が乏しかった。
 - ・また、新組織としては、マネジメントレビューの有効性評価の指標の設定や品質方針のガイドラインの改正など改善に取り組んでおり、個別計画の進捗状況を念頭におかず、そういった改善により旧品質保証室の課題が実質的に解決された部分もあるとの認識も持っていた。
 - ・このため、根本原因分析に基づく改善については、根本原因の組織要因自体に立ち返って評価することにより一旦けりをつけて、個別計画については、組織としての継続的改善の中で対応すべきとの誤った思い込みに基づく強い思いを伝えた。
- ②安全・品質本部の管理職は、当初、自らが掲げた計画どおりに改善を進めなければならないと考え、個別計画を作成していたが、安全・品質本部長の思いに対して強く疑義を申し立てられず、改善されていない事項に対しては、品質マネジメントシステムを活用して継続的改善を図っていくことを付け加えればよいとして評価書を作成した。安全・品質本部長は、評価書について個別計画との関係を考慮することなく、自らの思いが反映されていると認め承認した。

5. 今後の対応

今後の対応について、原子力規制委員会より12月14日に発出された本件に関する報告徴収（※）に基づく改善計画を反映することとする。

- ①役員を含め会社全体として今回の問題点の周知（12月14日、社長メッセージを発信）を行うとともに原子力に携わる業務に対する安全意識を再確認するため、全社員に対して教育を実施する。とりわけ、安全文化の柱である“問いかける姿勢”、“健全な懐疑心”、“自由なコミュニケーション”に加え、計画、手順、記録の重要性について再徹底を図る。
- ②自らの業務において業務の計画の立案の重要性を認識し、業務の計画を策定し、それに従って業務を遂行することを徹底する。
- ③上記①、②を実施する前に、安全・品質本部の本来の役割を認識できるよう、安全・品質本部として全員に教育を実施する。
- ④業務の基本について、教育のツールとするとともに、本部員の意識の涵養に資するための「安全・品質本部の心得」を作成し全員に携帯させる。
- ⑤安全・品質本部として最低限確保すべき力量取得のため、各事業部が実施している新規制基準に係る保安教育等を受講する。
また、組織・人事については以下を実施する。
- ⑥社長が、安全・品質本部長として直接同本部を管理する。
- ⑦社長を補佐する品質保証上のアドバイザーグループを設置する。

（※）核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 第67条第1項の規定に基づく報告徴収について

以上